

第2章 年金課税制度の見直しに伴う影響

1. 試算の前提条件

平成13年度研究では11ケースの前提条件を設定した（図表2-1）。

図表2-1 平成13年度研究の前提条件と結果評価

	ケース	内容	結果評価
①公的年金等控除を全廃する	1	公的年金等控除を全廃する	ほとんどの所得階層において、現役世代の方が高齢者世代よりも税負担が軽くなることとなり、逆に均衡を失する。
②公的年金等控除を定額控除の仕組みに改める	2-A	定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除とする（65歳以上：100万円 65歳未満：50万円）	世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。
	2-B	定率控除を廃止して、現行の最低保障額までを定額控除とする（65歳以上：140万円 65歳未満：70万円）	理論的には世代間・世代内のバランスが一定程度改善するはずだが、財政への影響が小さく、実際にはほとんど影響がない。
	2-C	定率控除を廃止して、定額控除と最低保障額を、老齢基礎年金満額レベルとする（年齢によらず80万円）	世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。65歳以上の控除水準が大幅に下がる一方、65歳未満の控除水準は引上げとなる。
③定額＋定率の仕組みを維持して全体の控除水準を引き下げる	3-A	公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする	給与所得者と同様の控除体系となることにより、世代間バランスは確保できるが、世代内バランスの問題が解消できるわけではない。
	3-B	定率控除部分の控除率を引き下げる	理論的には世代間・世代内のバランスが一定程度改善するはずだが、財政への影響が小さく、実際にはほとんど影響がない。
	3-C	65歳以上と65歳未満の控除を等しくする	世代間バランスの問題はほぼ解消できるが、世代内バランスの問題が解消できるわけではない。
④公的年金等控除の適用要件に所得制限を導入する	4-A	1,000万円の所得制限（老年者控除などの所得制限と同一水準）を導入する	世代間バランス論や入口・出口論の解決策にはならない。高額所得者優遇論に対しても、除外される対象者がほとんど発生しない。
	4-B	500万円の所得制限を導入する	世代間バランス論や入口・出口論の解決策となるかは微妙。高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。
⑤上記②と④を組み合わせる	5-A	定率控除を廃止して、500万円の所得制限を導入する	世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。
	5-B	定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除とし、さらに500万円の所得制限を導入する	世代間・世代内のバランスが一定程度改善する。高額所得者優遇論に対する一定の回答になる。

平成 13 年度研究結果の中で、効果が比較的大きいと思われるケース 1、ケース 2-A、ケース 3-A、ケース 5-B の 4 種類を取り出し、さらに以下の 2 つの観点を加え、試算の前提条件を見直すこととする。

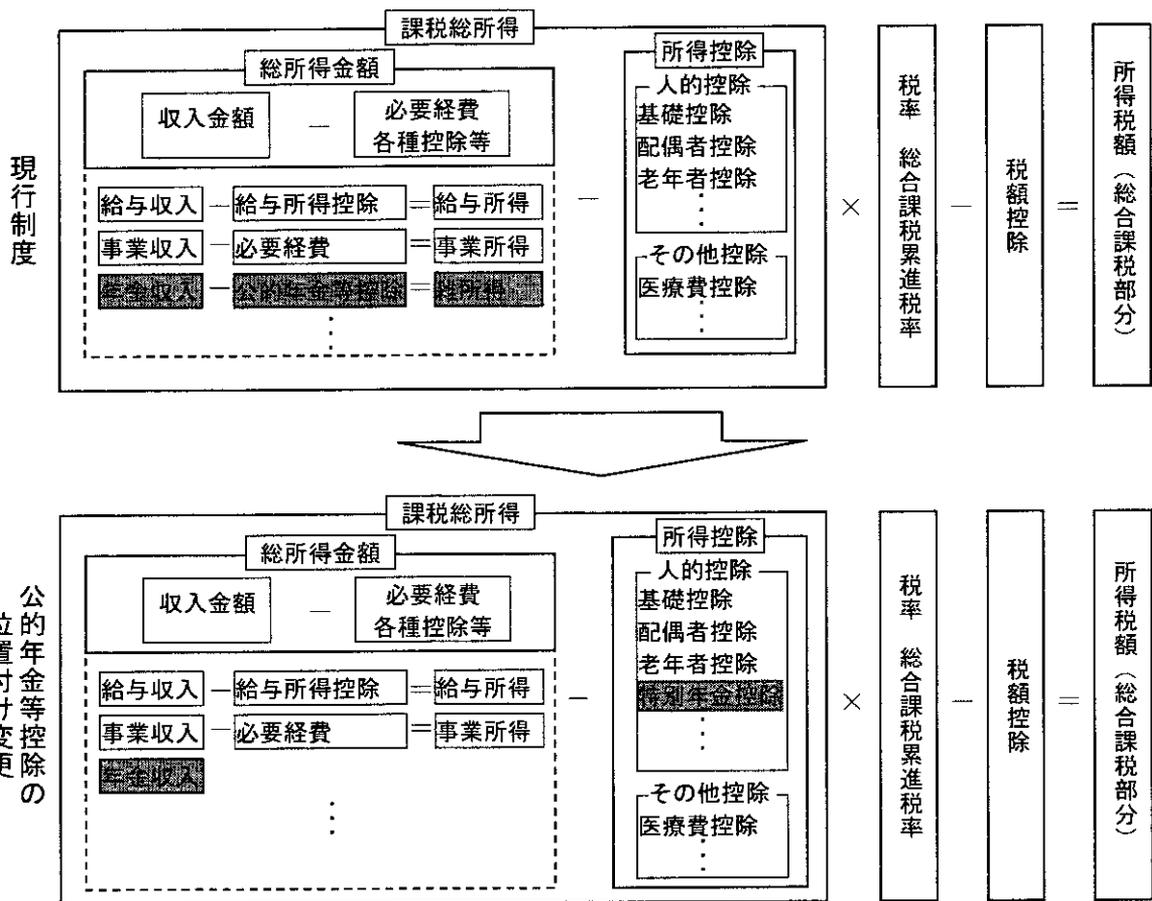
1) 所得全体の中で公的年金等控除の位置付け及び控除方法を変更する

公的年金等控除は、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要という観点で創設され、給与所得控除のように勤務に伴う経費の概算控除といった要素を含んでいないが、課税所得金額計算段階における所得控除ではなく、例えば事業所得における必要経費同様、所得金額計算段階での控除という取り扱いとなっている。

現行税制においては、担税力の差への配慮から老年者控除などの所得控除が設けられているが、公的年金等控除の趣旨を踏まえると、このような所得控除（人的控除）へ位置付けを見直すことも検討の余地がある。ただし、各種の人的控除が見直されている中で、このような仕組みを所得課税の体系上どう位置付けるかについては、さらに検討が必要である。

加えて、控除対象を公的年金等受給額だけでなく、所得金額全体へ変更することで、世代内バランスの問題点を解消する余地が大きくなる。年金制度全体の持続性を考えた場合、世代間および世代内バランスの視点は非常に重要であり、この点を考慮すると所得項目全体の中で公的年金等控除を再度位置付けることは意義がある。

具体的には、現行制度では、所得分類毎に各種控除が適用された上で総所得金額が算出されており、公的年金等控除は雑所得としての公的年金等収入の「必要経費」的に位置付けられている。ここでは、公的年金等控除を「必要経費」相当部分から老年者控除のように「所得控除」相当部分に位置付けを変更し、配偶者特別控除と同様に収入水準に応じて減額する仕組みとして、「特別年金控除」（仮称）とする。このときの控除の算定対象は公的年金等受給者の「総所得額」（公的年金等含む）とする（具体的な控除額等については 24 頁参照）。



※ 「特別年金控除」(仮称)は、総所得金額の水準に応じて減額する仕組みとする。具体的な控除額等は24頁参照。

2) 公的年金等と企業年金を分離して課税対象所得額を求める

現状の税制では公的年金等と企業年金は一括して雑所得として公的年金等控除の対象となっている。しかし、企業年金については退職後の所得の保障により安定した老後を支える点で公的年金の機能を補完する性格があるが、他方で給与の後払い的要素を内包しており、給与と関連する性格を有するので、課税段階において異なる対応をすべきであるとの考え方もあり得る。そのような考え方に立った場合として、以下の2つの前提条件を検討する。

① 給与収入と合算

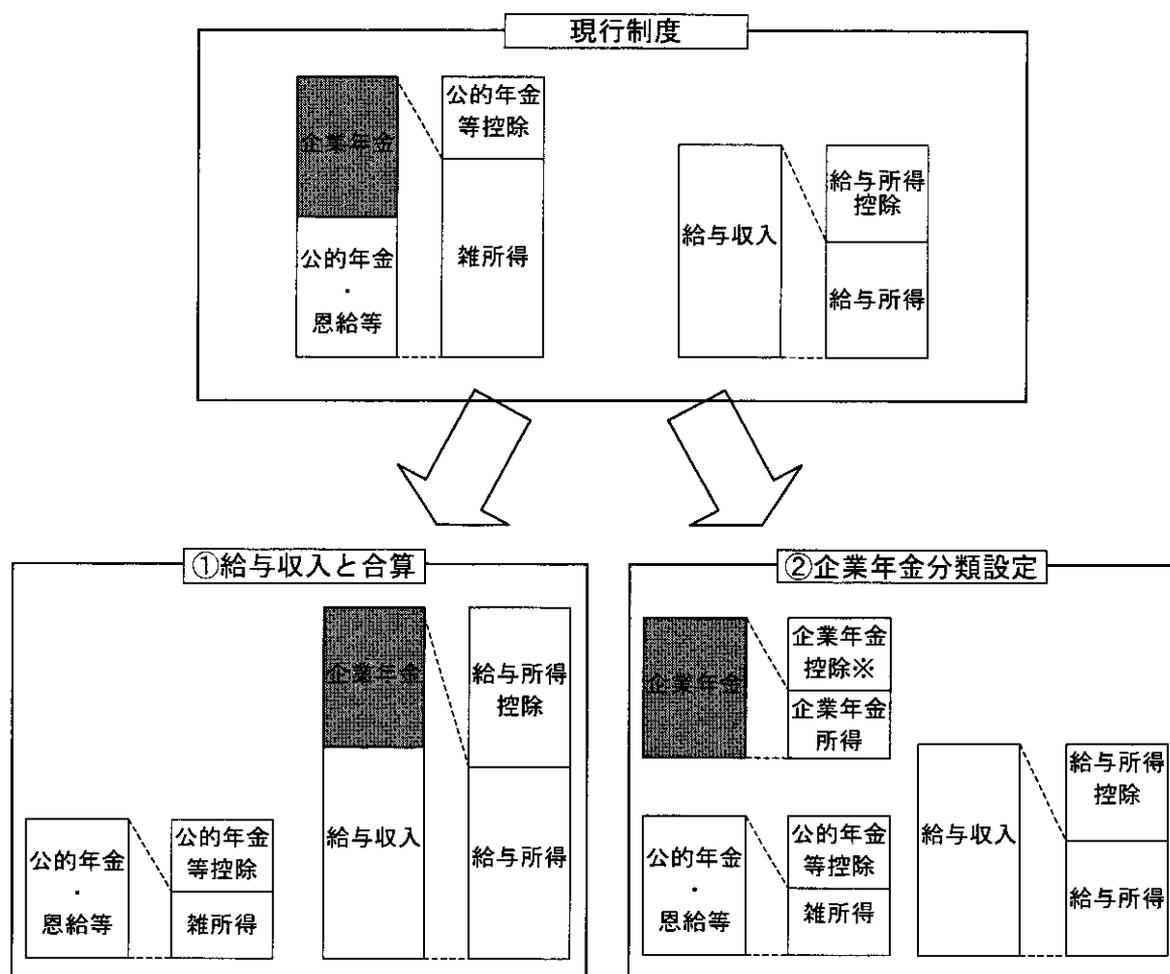
企業年金は給与所得と同様に扱い、給与収入と合算して、給与所得の控除体系に基づき所得税を計算する。

② 企業年金分類設定

企業年金は給与所得と同様に扱うが、過去勤務分に対してのものであると位置

付け、現在の給与所得とは分けて考える。総合課税における総所得金額計算の際の所得分類に企業年金という項目を新設し、給与所得の控除体系に基づき所得税を計算する（ここでは仮に「企業年金控除」とする）。その結果、企業年金自体に対する課税水準は①より低下する。

なお、ここでは企業年金を公的年金等から分離し、公的年金等と課税段階で異なる対応をとることを目的として、給与との関連性を勘案し給与所得と同様に取り扱う形で検討を実施したが、企業年金を給与所得と同じものとして取り扱うことを目的としたものではない。従って、企業年金を公的年金等と分離した際に、必ず給与所得と同様に取り扱う必要はなく、控除率の設定方法等については別途対応を検討する余地はあるものと考えられる。



※「企業年金控除」（仮称）の設定水準は、給与所得控除と同様とする。給与所得控除については、25 頁参照。

前記事項を踏まえ、平成 14 年度研究では、以下の 15 ケースの前提条件を設定する（図表 2-2。なお、網掛け部分が上から順に平成 13 年度のケース 1、ケース 2-A、ケース 3-A、ケース 5-B である）。

図表 2-2 平成 14 年度研究の前提条件

		企業年金			
		① 現行制度同様	給与所得控除と同体系		
			② 給与所得と合算	③ 企業年金分類設定	
公的年金	現行制度枠組	I. 公的年金等控除を全廃する	I-①	I-②	I-③
	II. 定率控除を廃止し現行の定額控除のみとする（最低保障額も廃止） 65 歳以上：100 万円 65 歳未満：50 万円	II-①	II-②	II-③	
	III. 公的年金等控除の計算方法（控除率等）を給与所得控除と同一にする（65 歳という年齢による控除区分は廃止）	III-①	III-②	III-③	
	IV. 定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに 500 万円の所得制限を導入（500 万円以上の場合、公的年金等控除適用対象外。最低保障額も廃止） 65 歳以上：100 万円 65 歳未満：50 万円	IV-①	IV-②	IV-③	
枠組改正	V. 公的年金等控除を「必要経費」相当部分から「所得控除」相当部分に位置付けを変えた上で、配偶者特別控除と同様に収入水準に応じて減額する仕組みとして、「特別年金控除」（仮称）とする。控除の算定対象は総所得額とする*。（65 歳という年齢による控除区分は廃止）	V-①	V-②	V-③	

※ 「特別年金控除」（仮称）の具体的な控除額は、総所得額に応じて右下のように設定した。なお、総所得額の区分水準は、給与所得控除（次頁参照）と同様にしてある。控除額については、現行の公的年金等控除の定額控除水準である 50 万円（65 歳未満）、100 万円（65 歳以上）を参考に設定し、さらに、低所得者への配慮と言う意味合いで最大 150 万円という控除額を設定した（現行の公的年金等控除の計算方法については 12 頁、22 頁参照）。

総所得額	控除額
～180 万円	150 万円
～360 万円	100 万円
～660 万円	50 万円
660 万円～	なし

(参考) 図表 2-2 における用語の解説

○給与所得控除

給与収入における必要経費として、以下の控除率によって控除が適用されている。

給与所得控除の控除率等

給与収入	控除率
～180 万円	40%
～360 万円	30%
～660 万円	20%
～1,000 万円	10%
1,000 万円～	5%

※最低保障額 65 万円

○配偶者特別控除

配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしている）である。その趣旨は、納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する事にある（財務省税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（2000年7月）第二章より）。

配偶者特別控除の控除額等

控除対象配偶者		控除対象配偶者以外の配偶者	
配偶者の給与収入	納税者本人が 受ける控除額	配偶者の給与収入	納税者本人が 受ける控除額
～70 万円	38 万円	103 万～105 万円	38 万円
～75 万円	33 万円	～110 万円	36 万円
～80 万円	28 万円	～115 万円	31 万円
～85 万円	23 万円	～120 万円	26 万円
～90 万円	18 万円	～125 万円	21 万円
～95 万円	13 万円	～130 万円	16 万円
～100 万円	8 万円	～135 万円	11 万円
～103 万円	3 万円	～140 万円	6 万円
—		～141 万円	3 万円
		141 万円～	0 円

※ 正確には、配偶者の給与収入ではなく、必要経費等を控除後の所得金額によって配偶者特別控除額が決定される。また、控除対象配偶者は合計所得金額が 38 万円（給与収入 103 万円）以下の者であり、納税者本人に対して、配偶者特別控除とは別途 38 万円の配偶者控除が適用される。

(出典) 財務省ホームページなどより作成

2. シミュレーション結果 [全体額]

15 ケースの前提条件（図表 2-2）で、平成 10 年調査と平成 13 年調査のそれぞれに対して、所得税と個人住民税とともに、実質的に賦課ベースを住民税と同様に行っているケースの多い国民健康保険の保険料（税）算定額への影響をシミュレーションした（図表 2-3）。

推計方法の概要は、①個票データを世帯類型別、世帯収入額階級別、公的年金等受給額階級別に再集計、②年金収入や給与収入等から現行制度及び 15 ケースの前提条件に従って各種控除額を計算し、課税標準額を推計、③課税標準額から所得税、個人住民税、国民健康保険の保険料（税）を計算し、現行制度と制度変更後の金額を比較する²、というものである（推計方法の詳細は「参考資料 1. シミュレーション方法」参照）。すなわち、モデル世帯を設定するのではなく、サンプルデータを積み上げる方法によっている。

まず、シミュレーション結果の信頼性について概観する。国民生活基礎調査は 3 年に 1 度実施される調査で³、全国の世帯を幅広くカバーしている指定統計調査であり、本研究では平成 10 年と平成 13 年の個票データを再集計して使用した。これらの調査データをもとにした、所得税、住民税、国民健康保険の保険料（税）に関するシミュレーション結果は、平成 10 年調査と平成 13 年調査で、大きな隔たりはなく、ほぼ同様の値が得られた。これらのことから、本研究のシミュレーション結果は概ね信頼できるものと考えられる。

公的年金等控除を全廃するケースのシミュレーション結果を概観する。

I-①では、平成 10 年調査、平成 13 年調査ともに、所得税は約 1 兆円強、個人住民税は 6,000 億円程度増加する。所得税全体が約 18 兆円、個人住民税全体（道府県民税と市町村民税の合計）が約 8 兆 5 千億円とすると、これらに占める割合は、それぞれ約 5.5%、約 7%となる。また、国民健康保険の保険料（税）算定額は、高齢者のいる世帯は約 45,000 円～48,000 円の増加、高齢者のいない世帯は約 21,000 円～約 23,000 円の減少となる。企業年金を給与収入と合算する I-②は、I-①と比較して、所得税、個人住民税ともに若干減少し、企業年金分類を設定する I-③は、さらに減少する。それにともない、国民健康保険の保険料（税）算定額も高齢者のいる世帯は I-①と比較して若干の減少、高齢者

² 本シミュレーションにおける現行制度での所得税額は、国民生活基礎調査からの生のデータではなく、所得等のデータから計算した値である。

³ 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、指定統計調査である。全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成 13 年調査においては、平成 7 年国勢調査区から層化無作為抽出した 5,240 地区内のすべての世帯及び世帯員を、介護票については、同地区から無作為に抽出した 2,500 地区内の要介護者・要支援者を、所得票及び貯蓄票については、前記の 5,240 地区に設定された単位区から無作為に抽出した 2,000 単位区内のすべての世帯及び世帯員を客体としている。

のいない世帯は若干の増加となる。

定率控除を廃止し現行の定額控除のみとするケースのシミュレーション結果を概観する。

Ⅱ－①では、平成10年調査、平成13年調査ともに、所得税は約2,500億円弱、個人住民税は約1,100億円～1,300億円増加する。また国民健康保険の保険料（税）算定額は、高齢者のいる世帯は約10,000円の増加、高齢者のいない世帯は約5,000円の減少となる。公的年金等控除を全廃するケースと同様に、給与収入と合算するⅡ－②、企業年金分類を設定するⅡ－③の順に、Ⅱ－①と比較し若干の減少傾向となる。

公的年金等控除の計算方法（控除率等）を給与所得控除と同一にするケースのシミュレーション結果を概観する。

Ⅲ－①では、平成10年調査、平成13年調査ともに、所得税は約2,000億円強、個人住民税は900億円程度増加する。また、国民健康保険の保険料（税）算定額は、高齢者のいる世帯は約7,000円～8,000円の増加、高齢者のいない世帯は3,500円程度の減少となる。公的年金等控除を全廃するケースと同様に、給与収入と合算するⅢ－②、企業年金分類を設定するⅢ－③の順に、Ⅲ－①と比較して若干の減少傾向となる。

定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに500万円の所得制限を導入するケースのシミュレーション結果を概観する。

Ⅳ－①では、平成10年調査、平成13年調査ともに、所得税は約4,000億円弱、個人住民税は2,000億円程度増加する。また、国民健康保険の保険料（税）算定額は、高齢者のいる世帯は約12,000円～14,000円の増加、高齢者のいない世帯は6,000円程度の減少となる。公的年金等控除を全廃するケースと同様に、給与収入と合算するⅣ－②、企業年金分類を設定するⅣ－③の順に、Ⅳ－①と比較して若干の減少傾向となる。

公的年金等控除を「必要経費」相当部分から「所得控除」相当部分に位置付けを変えた上で、配偶者特別控除と同様に収入水準に応じて減額する仕組みとするケースのシミュレーション結果を概観する。

全体傾向は、定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに500万円の所得制限を導入するケース（Ⅳ－①、Ⅳ－②、Ⅳ－③）と同様である。Ⅴ－①では、平成10年調査、平成13年調査ともに、所得税は約4,000億円弱、個人住民税は2,000億円程度増加する。また、国民健康保険の保険料（税）算定額は、高齢者のいる世帯は15,000円程度の増加、高齢者のいない世帯は7,000円程度の減少となる。公的年金等控除を全廃するケースと同様に、給与収入と合算するⅤ－②、企業年金分類を設定するⅤ－③の順に、Ⅴ－①と比較して若干の減少傾向となる。

図表 2-3 シミュレーション結果 [全体額] (1/3)

見直し内容	企業年金	ケース番号	財政的影響等			
				平成 10 年調査	平成 13 年調査	
I. 公的年金等控除を全廃する	① 現行制度	I-①	所得税の増加額		1兆1,687億円	1兆847億円
			個人住民税の増加額		6,350億円	5,887億円
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+48,346円	+45,560円
				高齢者のいない世帯	▲23,118円	▲21,785円
	② 給与収入と合算	I-②	所得税の増加額		1兆1,281億円	1兆458億円
			個人住民税の増加額		6,048億円	5,592億円
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+46,288円	+43,569円
				高齢者のいない世帯	▲22,133円	▲20,834円
	③ 企業年金分類設定	I-③	所得税の増加額		1兆1,109億円	1兆323億円
個人住民税の増加額			5,935億円	5,502億円		
国民健康保険の保険料(税)算定額			高齢者のいる世帯	+45,768円	+43,137円	
			高齢者のいない世帯	▲21,855円	▲20,627円	
II. 定率控除を廃止し現行の定額控除のみとする (最低保障額も廃止。定額控除は65歳以上:100万円 65歳未満:50万円)	① 現行制度	II-①	所得税の増加額		2,492億円	2,341億円
			個人住民税の増加額		1,303億円	1,154億円
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+10,963円	+9,578円
				高齢者のいない世帯	▲5,242円	▲4,580円
	② 給与収入と合算	II-②	所得税の増加額		2,229億円	2,097億円
			個人住民税の増加額		1,168億円	1,040億円
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+9,733円	+8,595円
				高齢者のいない世帯	▲4,654円	▲4,110円
	③ 企業年金分類設定	II-③	所得税の増加額		2,079億円	1,972億円
個人住民税の増加額			1,074億円	961億円		
国民健康保険の保険料(税)算定額			高齢者のいる世帯	+9,107円	+8,060円	
			高齢者のいない世帯	▲4,355円	▲3,854円	

図表 2-3 シミュレーション結果 [全体額] (2/3)

見直し内容	企業年金	ケース番号	財政的影響等															
				平成 10 年 調査	平成 13 年 調査													
Ⅲ. 公的年金等控除の計算方法(控除率等)を給与所得控除と同一にする(65歳という年齢による控除区分は廃止) <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <tr> <th>年金収入(万円)</th> <th>控除率(%)</th> </tr> <tr> <td>- 180</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>- 360</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>- 660</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>-1,000</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1,000-</td> <td>5</td> </tr> </table> ※最低保障額 65 万円	年金収入(万円)	控除率(%)	- 180	40	- 360	30	- 660	20	-1,000	10	1,000-	5	① 現行制度	Ⅲ-①	所得税の増加額		2,116 億円	2,003 億円
	年金収入(万円)	控除率(%)																
	- 180	40																
	- 360	30																
	- 660	20																
	-1,000	10																
	1,000-	5																
	個人住民税の増加額		933 億円	842 億円														
	国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+7,902 円	+7,172 円														
		高齢者のいない世帯	▲3,779 円	▲3,430 円														
	② 給与収入と合算	Ⅲ-②	所得税の増加額		1,955 億円	1,843 億円												
			個人住民税の増加額		851 億円	753 億円												
国民健康保険の保険料(税)算定額			高齢者のいる世帯	+7,035 円	+6,254 円													
			高齢者のいない世帯	▲3,364 円	▲2,991 円													
③ 企業年金分類設定			Ⅲ-③	所得税の増加額		1,811 億円	1,722 億円											
				個人住民税の増加額		760 億円	676 億円											
	国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯		+6,377 円	+5,683 円													
		高齢者のいない世帯		▲3,049 円	▲2,717 円													
	Ⅳ. 定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに 500 万円の所得制限を導入(500 万円以上の場合、公的年金等控除適用対象外。最低保障額も廃止。定額控除は、65 歳以上：100 万円 65 歳未満：50 万円)	① 現行制度		Ⅳ-①	所得税の増加額		3,917 億円	3,520 億円										
					個人住民税の増加額		2,051 億円	1,781 億円										
国民健康保険の保険料(税)算定額			高齢者のいる世帯		+14,111 円	+12,262 円												
			高齢者のいない世帯		▲6,748 円	▲5,863 円												
② 給与収入と合算			Ⅳ-②		所得税の増加額		3,651 億円	3,268 億円										
					個人住民税の増加額		1,914 億円	1,663 億円										
		国民健康保険の保険料(税)算定額		高齢者のいる世帯	+12,900 円	+11,279 円												
				高齢者のいない世帯	▲6,168 円	▲5,394 円												
		③ 企業年金分類設定		Ⅳ-③	所得税の増加額		3,495 億円	3,149 億円										
					個人住民税の増加額		1,818 億円	1,588 億円										
国民健康保険の保険料(税)算定額			高齢者のいる世帯		+12,281 円	+10,771 円												
			高齢者のいない世帯		▲5,872 円	▲5,150 円												

図表 2-3 シミュレーション結果 [全体額] (3/3)

見直し内容	企業年金	ケース番号	財政的影響等			
				平成10年調査	平成13年調査	
V. 公的年金等控除を「必要経費」相当部分から「所得控除」相当部分に位置付けを変えた上で、配偶者特別控除と同様に収入水準に応じて減額する仕組みとして、「特別年金控除」(仮称)とする。控除の算定対象は総所得額とする*(65歳という年齢による控除区分は廃止)。	① 現行制度	V-①	所得税の増加額	3,971 億円	3,616 億円	
			個人住民税の増加額	2,218 億円	2,020 億円	
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+15,180 円	+14,442 円
				高齢者のいない世帯	▲7,259 円	▲6,906 円
	② 給与収入と合算	V-②	所得税の増加額	3,704 億円	3,369 億円	
			個人住民税の増加額	2,045 億円	1,848 億円	
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+13,591 円	+12,882 円
				高齢者のいない世帯	▲6,499 円	▲6,160 円
	③ 企業年金分類設定	V-③	所得税の増加額	3,522 億円	3,230 億円	
			個人住民税の増加額	1,929 億円	1,765 億円	
			国民健康保険の保険料(税)算定額	高齢者のいる世帯	+12,836 円	+12,341 円
				高齢者のいない世帯	▲6,138 円	▲5,901 円

※ 「特別年金控除」(仮称)の具体的な控除額は、総所得額に応じて右下のように設定した。なお、総所得額の区分水準は、給与所得控除と同様にしている。控除額については、現行の公的年金等控除の定額控除水準である50万円(65歳未満)、100万円(65歳以上)を参考に設定し、さらに、低所得者への配慮と言う意味合いで最大150万円という控除額を設定した(現行の公的年金等控除の計算方法については12頁、22頁参照)。

総所得額	控除額
~180万円	150万円
~360万円	100万円
~660万円	50万円
660万円~	なし

3. シミュレーション結果の詳細分析 [世帯類型・所得階層別]

年金課税制度の見直し案として、企業年金を現行制度(企業年金とそれ以外の公的年金等を合算して年金収入とする)と同様に取り扱う、I-①(公的年金等控除を全廃する。以下本章では「全廃ケース」とする。)とIII-①(公的年金等控除の計算方法(控除率等)を給与所得控除と同一にする。以下本章では「給与所得ケース」とする。)とV-①(公的年金等控除の枠組みを改正する。以下本章では「枠組み改正ケース」とする。)の3種類について詳細にその違いを検討する。

なお、「夫婦世帯 世帯主 60歳~64歳 配偶者 65歳~69歳」と「夫婦世帯 世帯主 60歳~64歳 配偶者 70歳以上」の世帯類型は、対象となる世帯数が少ないため分析対象

外とする。また、所得階層は、世帯の総収入額により階層分けしている。

世帯類型・所得階層によって制度変更の方法による影響に違いが見られ、(A) 枠組み改正ケースなどで所得税額がほぼゼロの所得階層が存在、(B) 枠組み改正ケースと給与所得ケースの所得税額を比較すると、枠組み改正ケース>給与所得ケースの所得階層と、枠組み改正ケース<給与所得ケースの所得階層が存在、(C) 枠組み改正ケースでは減税となる所得階層が存在、などの傾向が見られる。(A)～(C)の概要については、図表2-4の通りである。

詳細分析結果を概観すると、全廃ケース (I-①) と給与所得ケース (III-①) は、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加するが、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケース (V-①) は「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり (所得税減少の場合もある)、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていると言える。

なお、次頁以降で各世帯類型別の詳細を記述していく。

図表2-4 シミュレーション結果における世帯類型・所得階層別の傾向

世帯類型	所得階層(総収入額ベース)		
	(A) V-①において所得税額が ほぼゼロ	(B) V-①の所得税額が III-①の所得税額を上回る	(C) V-①で減税
① 男子単身世帯60～64歳	100万円未満	400万円以上	300万円未満
② 男子単身世帯65歳以上	100万円未満	300万円以上	-
③ 女子単身世帯60～64歳	100万円未満	500万円以上	400万円未満
④ 女子単身世帯65歳以上	100万円未満	400万円以上	-
⑤ 夫婦世帯 世帯主60～64歳 配偶者65歳未満	200万円未満	500万円以上	300万円未満
⑥ 夫婦世帯 世帯主65歳以上 配偶者65歳未満	300万円未満	400万円以上	-
⑦ 夫婦世帯 世帯主65歳以上 配偶者65～69歳	300万円未満	300万円以上	-
⑧ 夫婦世帯 世帯主65歳以上 配偶者70歳以上	300万円未満	300万円以上	-

① 男子単身世帯 60歳～64歳

(図表2-5～8)

・世帯数について

収入額300万円未満の階層の割合が多く、収入額が増えるにつれて減少する傾向にある。収入額600万円以上の世帯数の割合は少ない。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。収入額が100万円未満の階層では、所得税額はほぼゼロであるが、収入額が800万円以上900万円未満の階層では70万円強になる。

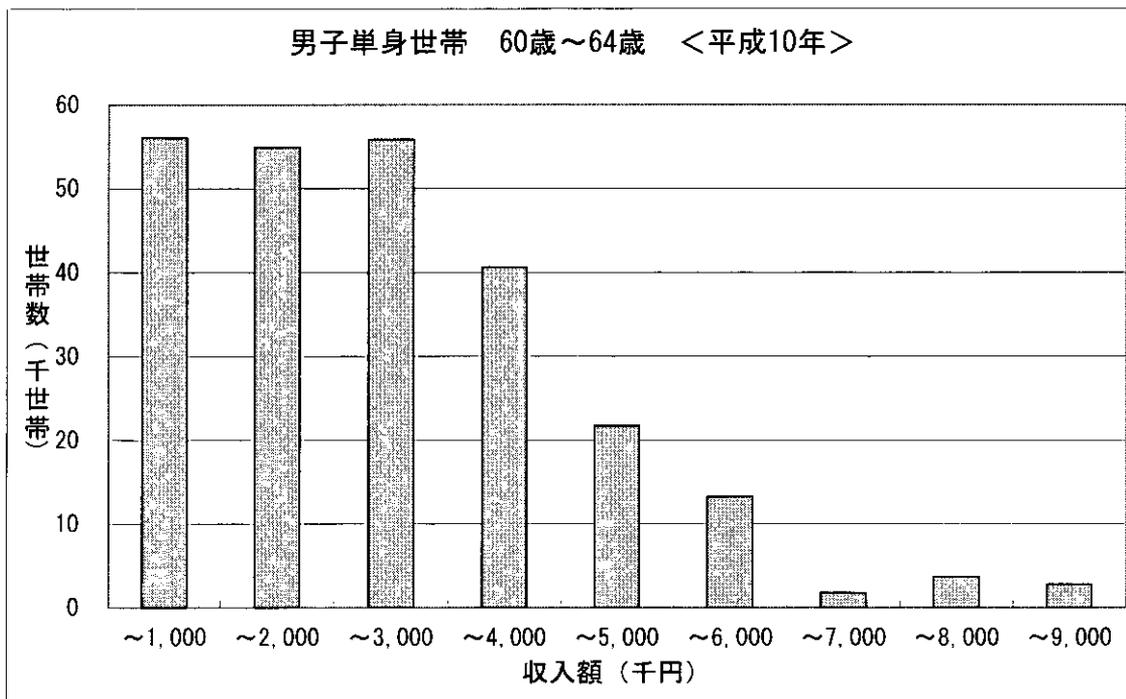
・所得税増減額について

各ケースの所得税増加額をみると、全廃ケースと給与所得ケースでは、全ての所得階層で所得税は増加するが、枠組み改正ケースでは、収入額が400万円未満の階層の所得税は減少する。枠組み改正ケースは400万円以上の階層で所得税が増加するが、全廃ケースと比較すると所得税増加額が小さく、給与所得ケースと比較すると、所得税増加額が大きくなっている。

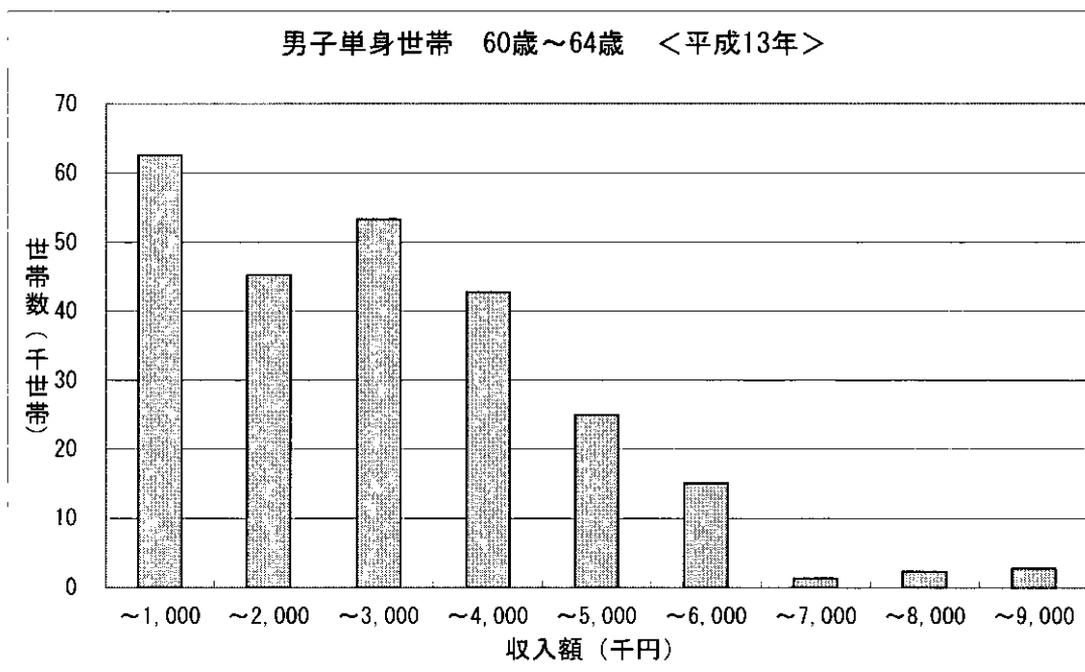
全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり（所得税減少の場合もある）、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

なお、図表2-7において、収入額200～300万円の階層より300～400万円の階層の方が全廃ケースにおける所得税増加額が少なくなっている。これは200～300万円の階層に比べて300～400万円の階層に年金収入が少ないサンプルが集まっている事による影響である。同様に収入額800～900万円の階層では、年金収入額がゼロなので、制度変更による所得税額増減が生じない事になる。図表2-8における同様の現象も同様の理由による。

図表 2-5 世帯数分布（男子単身世帯 60歳～64歳）⁴
 <平成10年>

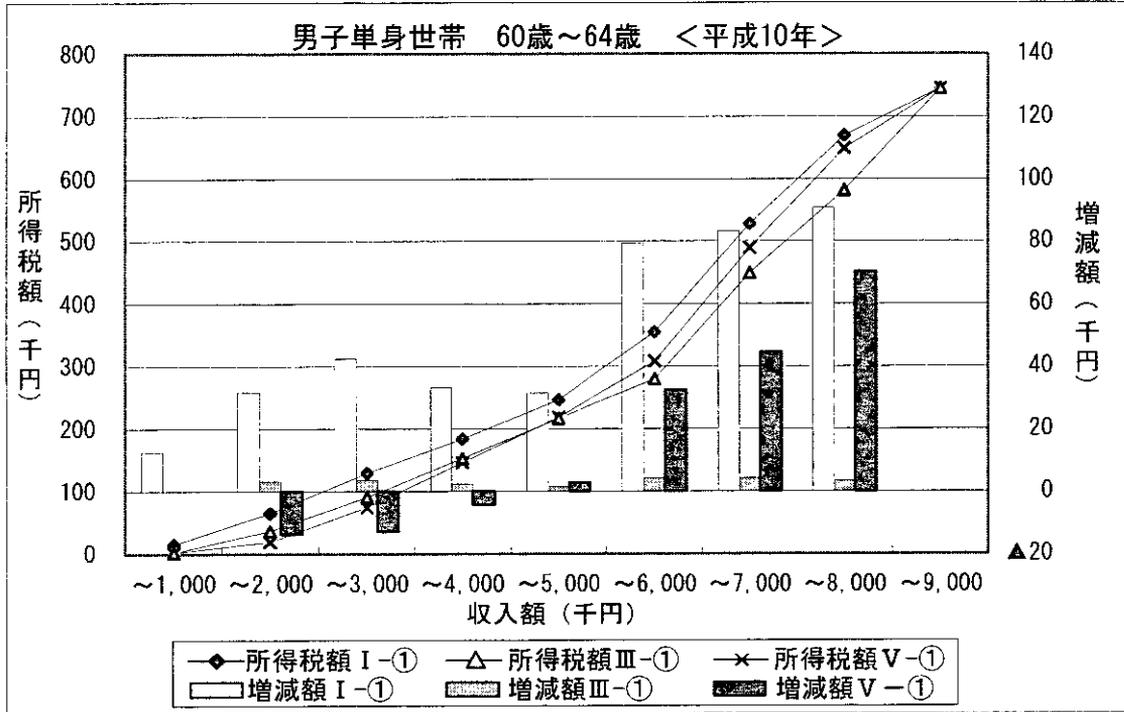


図表 2-6 世帯数分布（男子単身世帯 60歳～64歳）
 <平成13年>

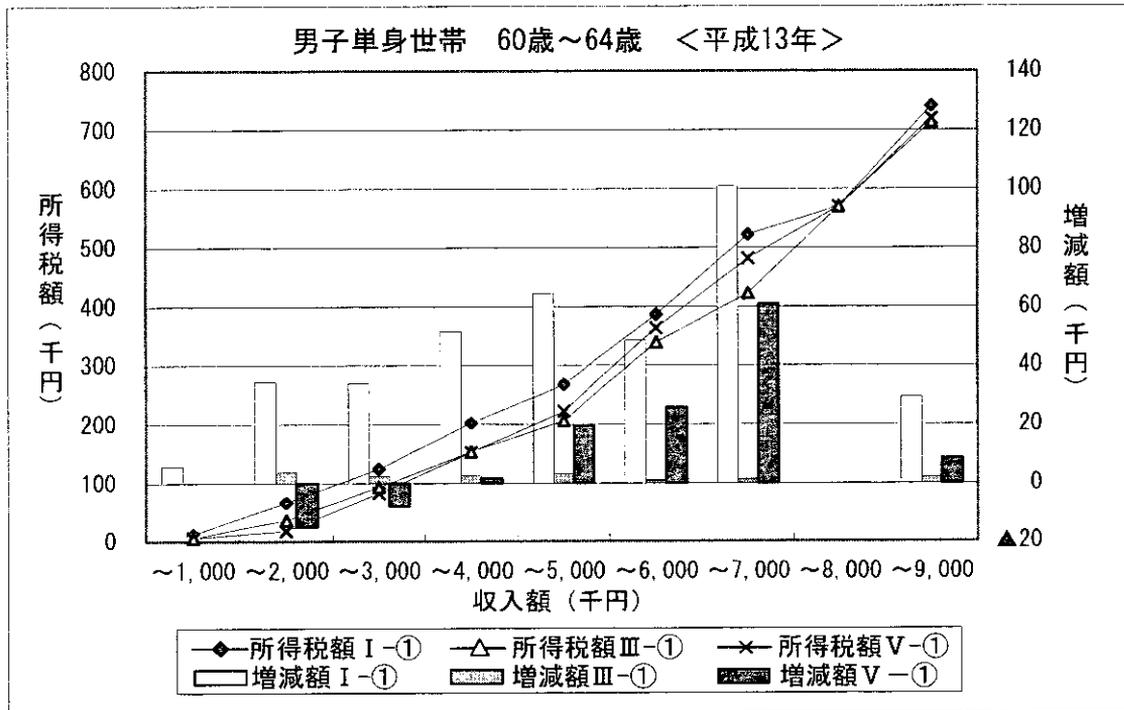


⁴ 900万円以上の階層にイレギュラーなデータが含まれており、誤解を避けるため、本図表以降の世帯数分布のグラフと所得税額と所得税増減額のグラフでは、横軸の最大値は900万円未満としている。

図表 2-7 所得税額と所得税増減額（男子単身世帯 60歳～64歳）
 <平成10年>



図表 2-8 所得税額と所得税増減額（男子単身世帯 60歳～64歳）
 <平成13年>



② 男子単身世帯 65歳以上

(図表2-9~12)

・世帯数について

収入額400万円未満の階層の割合が多く、収入額が増えるにつれて減少する傾向にある。収入額600万円以上の世帯数の割合は少ない。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。収入額が100万円未満の階層では、所得税額はほぼゼロであるが、収入額が800万円以上900万円未満の階層では、平成10年調査では90万円強に、平成13年調査では70万円強になる。

・所得税増減額について

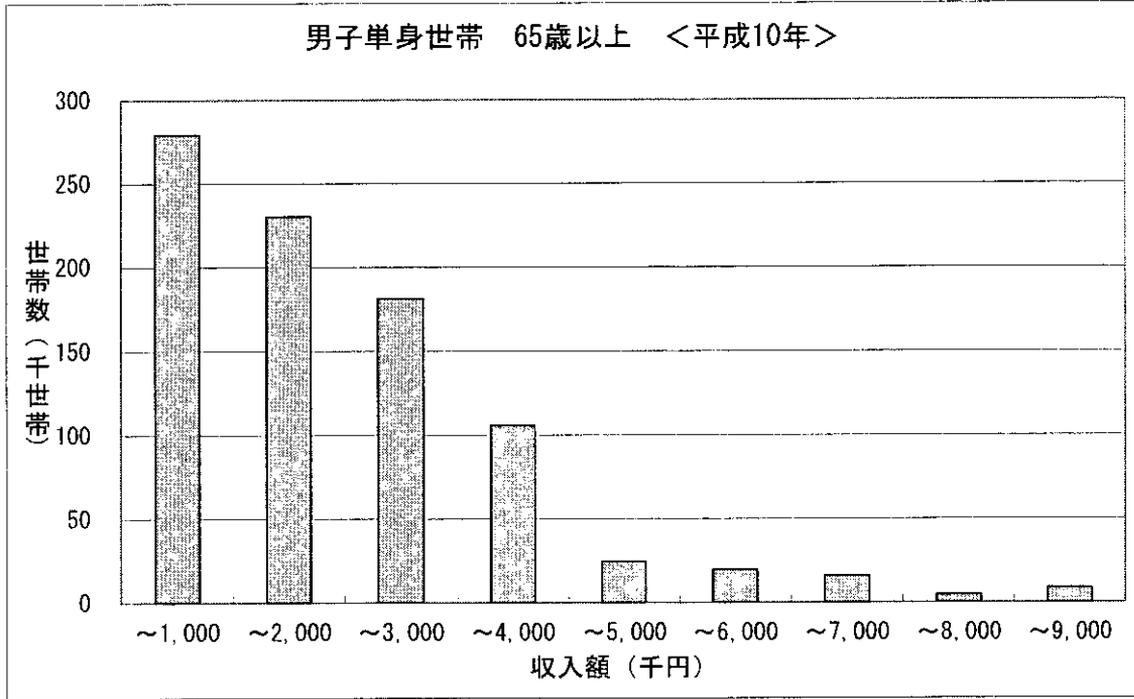
収入額100万円未満の階層以外は全てのケースで現行制度と比較して所得税は増加する。全ての所得階層で全廃ケースが最も所得税増加額が多く、その次に所得税増加額が多いのは、収入額400万円未満は給与所得ケースで、400万円以上は枠組み改正ケースである。

現行の年金課税制度では60歳以上65歳未満と65歳以上では控除額が異なっているが、本試算における全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの3ケースとも、控除額については年齢による区分を設けないとの立場に立っている。「男子単身世帯60歳~64歳」と「男子単身世帯65歳以上」を比較すると、全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、それぞれ所得税額はほぼ同水準になっており、試算結果からも両者間のバランスが改善されていることが確認できる。同様に、後述する女子単身世帯及び夫婦世帯においても65歳未満と65歳以上の両者間のバランス改善が確認できた。

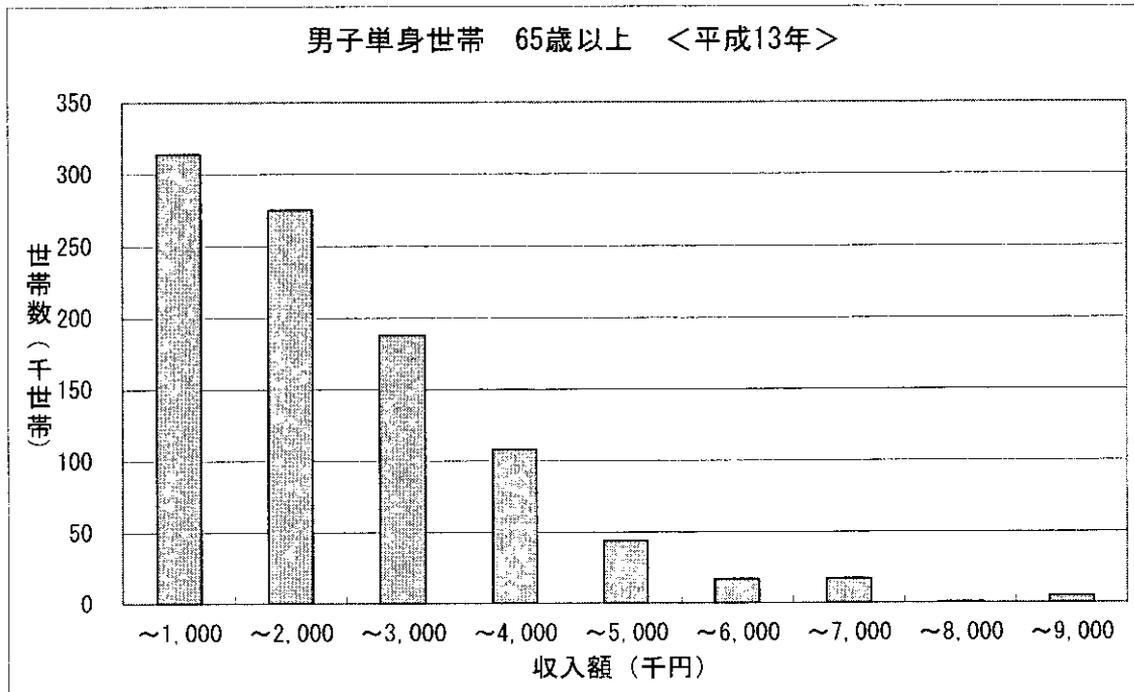
また、「男子単身世帯60歳~64歳」と同様に、全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

なお、図表2-11と2-12を見ると、収入額800~900万円の階層では、平成10年度と比べて13年度では所得税増加額が大幅に少なくなっている。これは、両年度の間階層における年金収入額が異なる影響である。図表2-9及び2-10からもわかるように800~900万円の階層は絶対数が少なく、統計上の誤差が生じやすい。一方、400万円以下の層はサンプル数が多く、統計上の信頼性が比較的高いと考えられる。

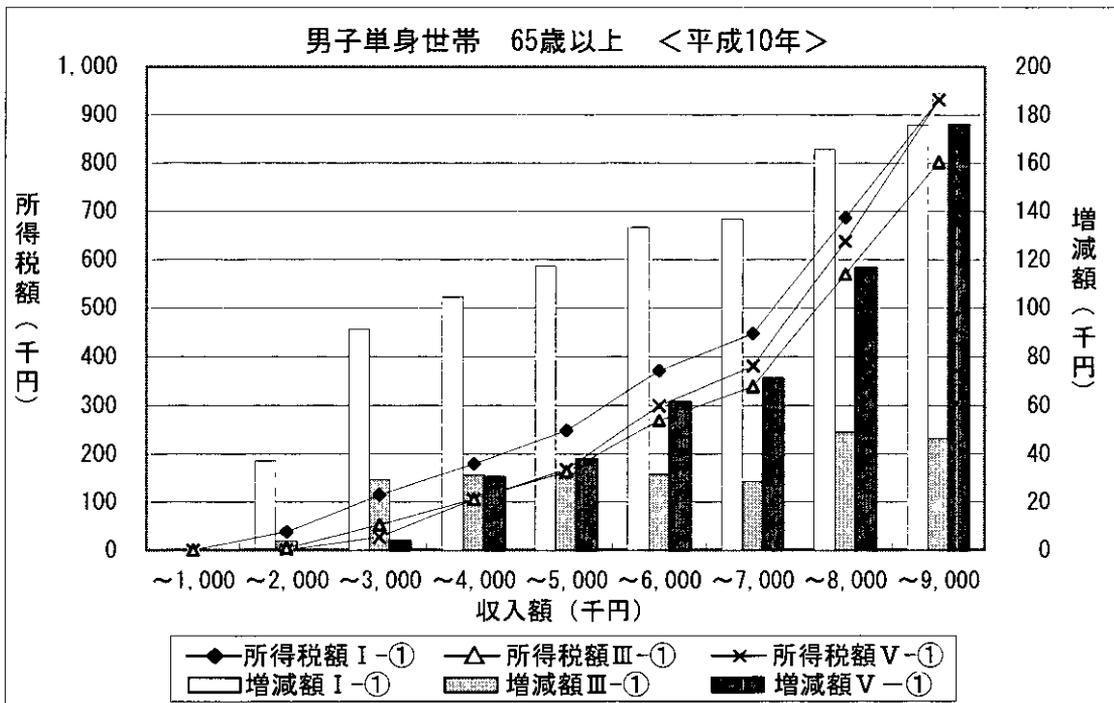
図表 2-9 世帯数分布（男子単身世帯 65歳以上）
 <平成10年>



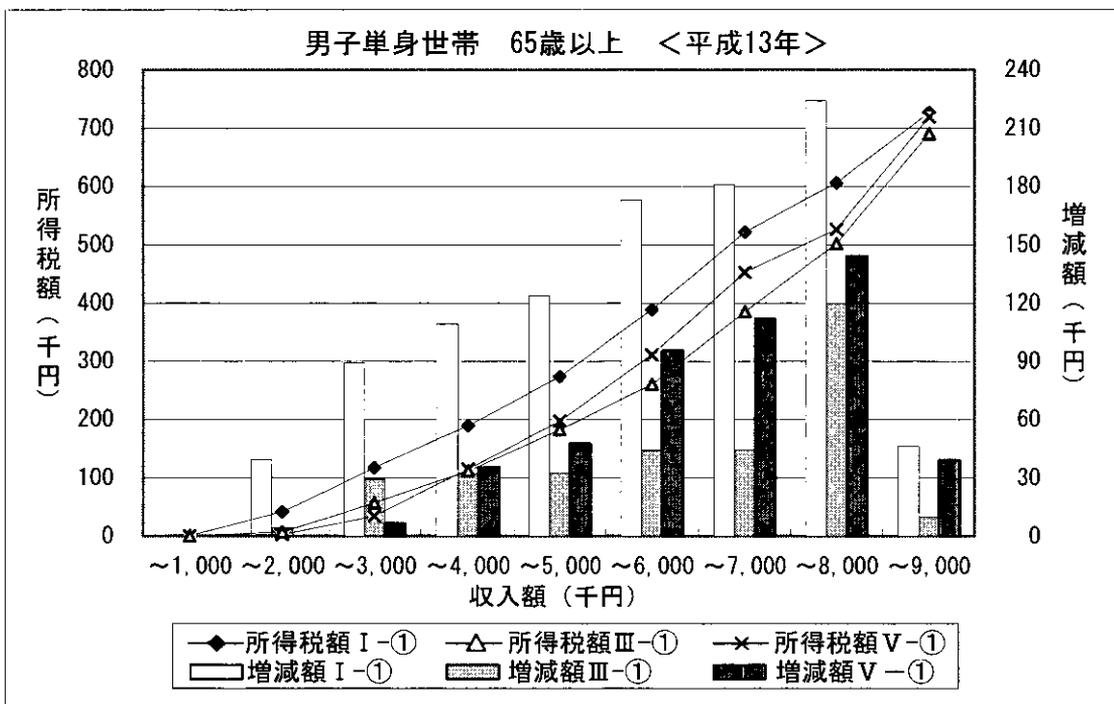
図表 2-10 世帯数分布（男子単身世帯 65歳以上）
 <平成13年>



図表 2-11 所得税額と所得税増減額（男子単身世帯 65歳以上）
 <平成10年>



図表 2-12 所得税額と所得税増減額（男子単身世帯 65歳以上）
 <平成13年>



③ 女子単身世帯 60歳～64歳

(図表2-13～16)

・世帯数について

収入額200万円未満の階層に非常に多く分布している。収入額が200万円以上300万円未満の階層は、200万円未満の世帯数の半以下に減少し、400万円以上の世帯数は他と比較して非常に少ない。

・所得税額について

全廃ケース、給与所得ケース、枠組み改正ケースの全てのケースで、所得税額は収入額に応じて単調増加となる。収入額が100万円未満の階層では、所得税はほぼゼロであるが、収入額が800万円以上900万円未満の階層では60万円～70万円程度になる。

・所得税増減額について

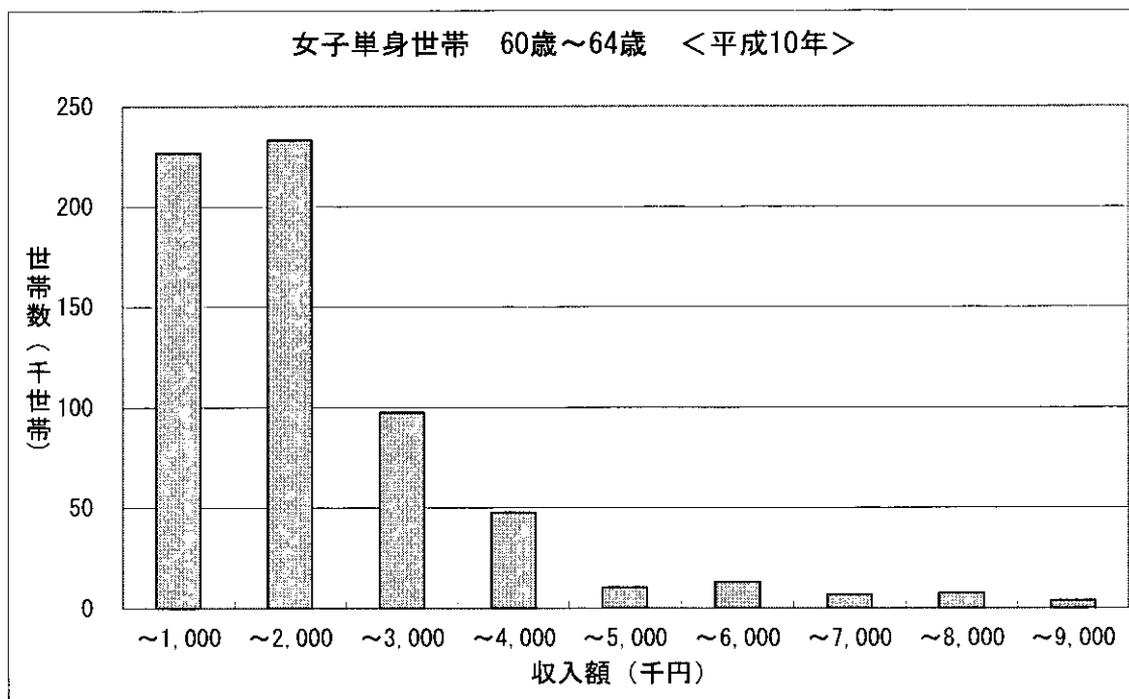
各ケースの所得税増減額をみると、全廃ケースと給与所得ケースでは、全ての所得階層で所得税は増加するが、枠組み改正ケースでは収入額400万円未満の階層は所得税が減少となる。枠組み改正ケースは400万円以上の階層は所得税が増加するが、全廃ケースと比較すると所得税増加額が小さく、給与所得ケースと比較すると、所得税増加額が大きくなっている。

全廃ケースと給与所得ケースは、「収入額に関係なく現行制度と比較して所得税は増加し、収入額の多寡により増加額に差を設ける制度」と解釈でき、枠組み改正ケースは「収入額の少ない人には現行制度と同様に非課税あるいは税額が増えてもわずかであり(所得税減少の場合もある)、収入額の多い人からは現行制度と比較して多く所得税を徴収する制度」と認識できるため、枠組み改正ケースでは、世代内バランスが改善されていることが分かる。

なお、図表2-15において、収入額300～400万円の階層より400～500万円の階層の方が全廃ケースにおける所得税増加額が少なくなっている。これは300～400万円の階層に比べて400～500万円の階層に年金収入が少ないサンプルが集まっている事による影響である。収入額700～800万円の階層でも同様の現象が見られ、また、図表2-16にも同様の現象が見られるが、これは同様の理由による。

図表2-15と2-16を見ると、収入額800万円以上の階層で傾向の相違が見られるが、これは年金収入額の傾向が異なるサンプルの違いの影響である。図表2-13及び2-14からもわかるように収入額800万円以上の階層は絶対数が少なく、統計上の誤差が生じやすい。一方、400万円以下の層はサンプル数が多く、統計上の信頼性が比較的高いと考えられる。

図表 2-13 世帯数分布（女子単身世帯 60歳～64歳）
 <平成10年>



図表 2-14 世帯数分布（女子単身世帯 60歳～64歳）
 <平成13年>

